製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）

① 応募者概要シート （全応募者共通）

１．応募者概要

１）応募者情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 記入欄 |
| 必須 | (フリガナ)  応募者名（企業・団体名） |  |
|  | 部署名＊１ |  |
| 必須 | 法人番号  法人番号検索サイト：http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/ |  |
| 必須 | 業種区分（いずれかにチェック）＊２ | □大企業　製造事業者・輸入事業者部門  □中小企業　製造事業者・輸入事業者部門  □大企業　小売販売事業者部門  □中小企業　小売販売事業者部門  □特別賞　団体部門  □特別賞　企業総合部門  □特別賞　ネットモール運営事業者部門  （ネットモール運営事業者＊４を対象） |
| 必須 | 事業内容 |  |
| 必須 | 主な取扱い消費生活用製品＊３ |  |
| 必須 | 本社所在地 |  |
| 必須 | 設立 |  |
| 必須 | (フリガナ)  代表者名 |  |
| 必須 | ホームページURL |  |
| 必須 | 資本金 |  |
| 必須 | 従業員数 |  |
| 必須 | 業績（売上と利益） |  |

＊１ 部署単位で応募される場合、記入が必要です。

＊２　中小企業の定義：「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項の規定を踏まえ、以下の企業とします。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種分類 | 条件 |
| 製造事業者 | 資本の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社または個人 |
| 輸入事業者 | 資本の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社または個人 |
| 小売販売事業者 | 資本の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が５０人以下の会社または個人 |

ただし、以下のいずれかに該当する社は大企業に分類されます。

・発行済株式の総額又は出資価格の総額2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者  
　　　・発行済株式の総額又は出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者  
　　　・大企業の役員又は職員をかねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

＊３　主な取扱製品が消費生活用製品ではない場合、取り扱っている消費生活用製品をご記入ください。

　※ 「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます（消費生活用製品安全法第2 条）。以下の製品は消費生活用製品から除外されます(消費生活用製品安全法別表)。

船舶、食品、食品添加物、洗浄剤、消火器具、毒物、劇物、自動車、オートバイ、容器、猟銃、

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器 等

＊４　「ネットモール運営事業者」とは、「インターネット上で製品の売買を行うオンライン・ショッピング・モール 、インターネット・オークション、オンライン・ フリーマーケット等の場を運営する事業者」をいいます。なお、ネットモール運営事業者が自ら製造、輸入又は販売の事業も行う場合には、製造事業者・輸入事業者部門、又は小売り販売事業者部門にも該当しますので、主たる業務に応じて応募部門を選択してください。

２）担当者情報（事務局からご連絡する際の窓口）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 |  | 記入欄 |
| 必須 | 所属部署・役職 |  |
| 必須 | (フリガナ)  氏名 |  |
| 必須 | 住所 |  |
| 必須 | 電話番号 |  |
|  | ＦＡＸ番号 |  |
| 必須 | E-mailアドレス |  |

■暴力団排除に関する誓約

応募者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、応募シート等を提出する前に確認してください。応募シート等の提出をもって、応募者はこの誓約事項のとおり誓約したものとします。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

　令和５年度製品安全対策優良企業表彰の応募にあたり、当社（団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき